

市営すまいりんぐ(子育て応援型)・市営すまいりんぐ・市営特定賃貸住宅・市営再開発住宅の申込資格

次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

【申込資格】

- ① 独立の生計を営んでいること
- ② (1) 市営すまいりんぐ(子育て応援型)
 - ア 子育て世帯
現在同居しているか、又は同居しようとする高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)の子どもを含む親子を中心とした2人以上の親族(内縁関係及び婚約者を含む。)で構成する世帯であること
 - イ 若者夫婦世帯 ※令和7年4月1日からの適用
申込者とその配偶者(内縁関係及び婚約者を含む。)のみからなる世帯であって、そのうち、いずれかが40歳未満であること
- (2) 市営すまいりんぐ・市営特定賃貸住宅・市営再開発住宅
現在同居しているか、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)があること
婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻(入籍)する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日までであること
(ただし、単身者の方も申込み可能な住宅があります。)
- ③ 入居しようとする家族全員の収入合計が市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること
- ④ 現在、住宅を必要とされていること
- ⑤ 申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと
- ⑥ 申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、本市からの明渡請求(家賃滞納を原因とする場合等を除く。)を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと
- ⑦ 申込者本人及び現在同居しているか、同居しようとする親族^(注)(内縁関係及び婚約者を含む。)が暴力団員でないこと

※ここでの親族とは、特定優良賃貸住宅の供給に関する法律施行規則第1条第1項に定める同居親族等のことをいいます。

※親族、既婚者及び夫婦には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー（パートナー）シップ関係にある方を含みます。

【入居収入基準】（給与所得者が1名で特別控除のない場合）

家族人数 住宅種別	単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族
市営すまいりんぐ （子育て応援型）	7,826,666 円以下	8,248,888 円以下	8,654,000 円以下	9,034,000 円以下	9,414,000 円以下	9,794,000 円以下
市営すまいりんぐ	2,968,000 円以上	3,512,000 円以上	3,996,000 円以上	4,472,000 円以上	4,948,000 円以上	5,420,000 円以上
市営特定賃貸住宅	(2,368,000 円以上)	(2,912,000 円以上)	(3,452,000 円以上)	(3,948,000 円以上)	(4,420,000 円以上)	(4,896,000 円以上)
市営再開発住宅						

※（ ）内の金額は入居する世帯のうち50歳未満の者にかかる所得金額が世帯全員の合計所得金額の2分の1以上ある場合に適用される額です。